

**障害者総合支援法に基づく相楽聴覚言語障害センター
(指定特定相談支援事業・障害児相談支援事業)
運営規定**

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会（以下、「事業者」という。）が設置する相楽聴覚言語障害センター（以下「事業所」という。）が行う指定特定相談支援事業、並びに障害児相談支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者又は利用者の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な相談及び援助を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者等がその有する能力及び特性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

2 事業所は、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。

3 事業所は、市町村、障害福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努めるものとする。

4 前三項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）及び「障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年3月13日厚生労働省令第28号）及び「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年3月13日厚生労働省令第29号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第3条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤兼務）

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 相談支援専門員 1名以上（常勤兼務）

相談支援専門員は、利用者等の日常生活全般に関する相談業務、及びサービス等利用計画の作成に関する次の業務を行う。

- (ア) アセスメントを実施すること。
- (イ) サービス等利用計画書を作成すること。
- (ウ) サービス等利用計画書を利用者等に交付すること。
- (エ) モニタリングを実施すること。
- (オ) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。
- (カ) 利用者等からの依頼により、利用者及び障害児が居宅での生活に移行できるよう、必要な情報及び助言その他必要な助言を行うこと。
- (キ) その他必要な相談及び援助。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 相楽聴覚言語障害センター
- (2) 所在地 京都府木津川市木津上戸15 相楽会館内

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日とする。
ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- (3) 上記以外で、利用者の希望や緊急対応が必要な場合等により職員の体制を整えた上で開所する場合もある。

(事業の提供方法及び内容)

第6条 事業所で行う事業の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 日常生活全般に関する相談
- (2) 利用者等に対する地域の障害福祉サービス等の情報提供
- (3) サービス等利用計画、障害児支援利用計画の作成等、サービス利用支援及び障害児支援利用援助。
- (4) 訪問による継続的なモニタリング等、継続サービス利用支援及び継続障害児支援利用援助。
- (5) (1) から (4) に付帯するその他必要な相談支援、助言等。

(利用者等から受領する費用及びその額)

第7条 事業者は、法定代理受領を行わない事業を提供した際は、利用者及び障害児の保護者から障害者総合支援法第51条の14第3項又は障害者総合支援法第51条の17第2項の規定により算定された事業給付費の支払を受けるものとする。

2 事業者は、利用者等の選定により第9条に定める通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して事業を行う場合に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合には、その実費を利用者等から徴収するものとする。

(1) 事業所から片道1キロメートル 25円

3 事業者は、第1項及び第2項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った利用者等に対し交付するものとする。

4 事業者、第2項の費用の額に係る事業の提供に当たっては、あらかじめ、利用者等に対し、当該事業の内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。

(給付費の額に係る通知等)

第8条 事業者は、法廷代理受領により計画相談支援給付費を受けた場合は、利用者等に対し、当該利用者等に係る計画相談支援給付費の額を通知するものとする。

2 事業者は、第7条第1項の法定代理受領を行わない事業に係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した領収書を利用者等に対して交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、木津川市および山城南保健所の管内とする。

(事業を提供する主たる対象者)

第10条 事業を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 聴覚障害者(18歳未満の者を除く)

(2) 聴覚障害児(18歳未満の聴覚障害児)

(虐待・身体拘束防止に関する事項)

第11条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

(1) 虐待・身体拘束防止に関する責任者の選定及び虐待・身体拘束防止に関する委員会の設置

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 虐待の未然防止、早期発見につなげるための関係機関への連絡

(5) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(苦情解決)

第12条 事業者は、その提供した事業に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 事業者は、その提供した事業に関し、法第10条第1項の規定により京都府が行う報告若しくは文書その他の物件の提供若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して京都府が行う調査に協力するとともに、京都府から指導又は助言を受けた場

合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 4 事業者は、その提供した事業に関し、法第11条第2項の規定により京都府知事が行う報告若しくは事業の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提供若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して京都府が行う調査に協力するとともに、京都府等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 事業者は、その提供した事業に関し、法第51条の27第1項の規定により京都府知事が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して京都府知事が行う調査に協力するとともに、京都府知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 6 事業者は、京都府知事から求めがあった場合には、第3項から前項までの改善の内容を京都府知事に報告するものとする。
- 7 事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（事故発生時の対応）

- 第13条 事業者は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、京都府及び市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 3 事業者は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（その他運営に関する重要事項）

- 第14条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。
 - （1）採用時研修 採用後1カ月以内
 - （2）継続研修 年1回
- 2 職員は、その業務上知り得た利用者並びにその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者並びにその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の一般相談支援事業者、特定相談支援事業者、障害福祉サービス事業者その他の関係機関に対して、利用者並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者並びにその家族の同意を得るものとする。
- 5 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 6 事業所は、利用者に対する事業の提供に関する諸記録を整備し、当該事業を提供した日から5年間保存するものとする。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人京都聴覚言語障害

者福祉協会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
令和 2 年 4 月 1 日から改正する。
令和 4 年 4 月 1 日から改正する。
令和 5 年 4 月 1 日から改正する。